

強い農業づくり交付金実施要綱の制定について

16生産第8260号
平成17年4月1日
農林水産事務次官依命通知

強い農業づくり交付金について、この度、強い農業づくり交付金
実施要綱が別紙のとおり定められたので、御了知の上、本交付金の
実施につき、適切な御指導をお願いします。

おって、貴局管内の県知事には、貴職から通知されたい。

強い農業づくり交付金実施要綱

第1 趣 旨

我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重大な使命に加え、地域社会の活力の維持、国土及び自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、我が国の経済社会の均衡ある発展と豊かでゆとりのある国民生活の実現のために欠かすことのできない重要な役割を果たしている。

一方、近年、消費・流通構造の変化に伴い、存在感を増す外食産業、流通業界のニーズに国産農畜産物が対応しきれなくなったことによる輸入農畜産物の急速な代替、農業従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う農業の担い手の減少、耕作放棄地の増加及び更なる流通効率化の必要性等の問題が顕在化している。

このような状況に対処するため、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づき新たに策定された「食料・農業・農村基本計画」により、多様化・高度化している消費者・実需者ニーズに即した農業生産の推進、地域農業の担い手となるべき農業経営の育成・確保を図り、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、安全・安心で効率的な市場流通システムの確立、農産物輸出を促進するための普及宣伝の強化等に取り組むことが最重要課題となっている。

このような課題に対処するため、強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質・高付加価値化、低コスト化、認定農業者等担い手の育成・確保、担い手に対する農地利用集積の促進及び食品流通の合理化等、地域における生産・経営から流通・消費までの対策を総合的に推進するものである。

第2 目 的

強い農業づくり交付金による対策（以下「本対策」という。）は、第1の趣旨を踏まえ、次に掲げる政策目的に向け設定する政策目標の達成に資するものとして行うものとする。

- （1）産地競争力の強化
- （2）経営力の強化
- （3）食品流通の合理化及び輸出の促進

第3 対策の実施等

1 対策の実施方針

本対策は、地域が抱える問題の明確化を図り、その課題解決のために掲げる具体的な成果目標の達成に向け、地域の実情に応じて2に定める取組を適切に組み合わせるとともに、各種関連対策との連携を図ることで、総合的に実施するものとする。

2 対策の取組方向及び内容

本対策で実施する取組方向は、第2の政策目的に対応したものとし、その具体的な政策目標、メニュー、事業実施主体、採択要件及び交付率は、別表に掲げるとおりとする。

なお、整備事業（別表のメニューの欄に定める整備事業をいう。以下同じ。）を実施する場合に当たって、事業実施主体等（農林水産省大臣官房国際部長、農林水産省総合食料局長、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）及び農林水産省経営局長（以下「生産局長等」という。）が別に定める計画主体を含む。以下同じ。）が設定する成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、生産局長等が別に定めるとおりとする。

ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、生産局長等が特に必要と認める場合にあっては、別表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

3 事業費の低減

本対策を実施する場合は、過剰とみられるような機械及び施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めるものとする。

4 費用対効果分析

事業実施主体等は、整備事業を実施する場合は、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討し、整備する施設等の導入効果について、別に定める手法を用いて費用対効果分析を行うものとする。

5 地域提案

都道府県知事は、地域の実情及び第2の政策目的を達成する観点から、別表のメニューの欄に示された事業の具体的な取組内容以外に、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

第4 対策の実施等の手続

1 事業実施主体等は、生産局長等が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、都道府県知事に提出するものとする。

2 都道府県知事は、1により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、生産局長等が別に定めるところにより、都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）を作成し、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下「地方農政局長等」という。）に提出するものとする。

なお、この場合において、その成果目標の妥当性について、地方農政局長等と協議を行うものとする。

3 都道府県知事は、2の提出を行う際に、第3の5に定める地域提案（以下「地域提案」とする。）又は別表の事業実施主体の欄に定める特認団体（以下「特認団体」という。）がある場合は、事業実施計画の内容についても、生産局長等が別に定めるところにより、地方農政局長等と協議を行うものとする。

4 地方農政局長等は、2及び3の協議を受けた場合は、協議の内容を検討する

ため、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、公平性の確保に努めるものとする。

- 5 都道府県知事は、成果目標の達成に資する場合には、本対策の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、成果目標を変更する場合及び特認団体が実施する事業内容を変更する場合にあっては、2に準じた手続を行うものとし、地域提案の事業内容を変更する場合にあっては、地方農政局長等に報告するものとする。

第5 対策の実施期間

- 1 推進事業（別表のメニューの欄に定める推進事業をいう。以下同じ。）

本対策の事業の実施期間は、単年度で完了することを原則とする。

ただし、生産局長等が別に定める取組については、当該取組ごとに定める期間を対策の実施期間とする。

- 2 整備事業

本対策の事業の実施期間は、別表のメニューの欄の取組内容ごとに生産局長等が別に定めるところによるものとする。

第6 国の助成措置

- 1 国は、毎年度、予算の範囲内において、成果目標の高さ等に応じ、本対策の実施、指導等に必要な経費について、別に定めるところにより交付金を交付するものとする。

- 2 交付金の交付を受けた都道府県知事が市町村に対して交付を受けた交付金を交付する場合には、本要綱に準じて、市町村の自主性を活かした強い農業づくりのための施策の展開を尊重した方法により交付するよう努めるものとする。

第7 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体等は、本対策の実施年度から目標年度までの間（基金造成事業にあっては、基金を造成した年度から対象事業の終了年度までの期間）、生産局長等が別に定めるところにより、毎年度、当該年度における事業実施状況を作成し、第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。

- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体等からの事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容について点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が立ち遅れていると判断した場合等は、当該事業実施主体等に対して適切な措置を講ずるものとする。

- 3 都道府県知事は、1の事業実施主体等からの事業実施状況の報告について、生産局長等が別に定めるところにより地方農政局長等に報告するものとする。

第8 対策の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体等は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について、別に定めるところにより自ら評価を行い、その結果を第4に準じて都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、1の事業実施主体等からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、その結果を地方農政局長等に報告するとともに、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。
- 3 都道府県知事は、都道府県計画のうち推進事業に係る部分について、事業実施の翌年度において、都道府県計画に定められた成果目標の達成状況について評価を行い、その結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、2及び3の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。
なお、当該評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 5 生産局長等は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、本対策の関係者以外の者の意見を聴取しつつ、評価結果をとりまとめ、次年度の適正な対策の執行及び交付金の配分に反映させるものとする。
- 6 事業評価を行った事業実施主体等、都道府県知事、地方農政局長等及び生産局長等は、その結果を公表するものとする。
- 7 国は、本対策の効果的な実施に資するため、対策の実施効果等必要な事項に関する調査を行うものとする。

第9 指導推進等

- 1 都道府県知事は、本対策の効果的かつ適正な推進を図るため、市町村及び農業団体等関係機関との密接な連携による推進体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるものとする。
- 2 対策の適正な執行の確保
 - (1) 国は、本対策の適正な執行を確保するため、実施手続及び事業実施状況について、別に定めるところにより、本対策の関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を本対策の運用に反映させるものとする。
 - (2) 都道府県は、(1)に準じて第三者の意見を聴く体制を整えるものとする。
ただし、他の方法により本対策の適正な執行が確保される場合は、この限りではない。

第10 他の施策等との関連

本対策の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- (1) 水田農業構造改革対策に基づく施策
- (2) 野菜の構造改革対策に基づく施策

- (3) 農業技術の開発普及及び農業機械の効率的利用に関する施策
- (4) 農産物の需給の調整のための施策
- (5) 環境保全型農業の推進に関する施策
- (6) 農林漁業金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）、農業改良資金等農業金融に関する施策
- (7) 男女共同参画社会の形成に関する施策
- (8) 食品の流通部門の構造改善を促進するための施策
- (9) 軽種馬経営と他の農業部門との複合化又は他の農業部門への転換に関する施策
- (10) 鳥獣による被害防止対策の推進に関する施策

第11 委任

本対策の実施につき必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、生産局長等が別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行に伴い次に掲げる通知は廃止する。
 - (1) 卸売市場施設整備費補助金交付要綱（昭和52年8月12日付け52食流第3752号農林事務次官依命通知。以下「旧市場要綱」という。）
 - (2) 地方卸売市場施設整備事業実施要領（昭和43年9月12日付け43農経C第493号農林事務次官依命通知。以下「旧地方市場要領」という。）
 - (3) 卸売市場活性化推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第658号農林水産事務次官依命通知。以下「旧活性化要領」という。）
 - (4) PFI推進事業実施要領（平成12年3月24日付け12食流第659号農林水産事務次官依命通知。以下「旧PFI要領」という。）
 - (5) 経営対策体制整備推進事業実施要綱（平成12年4月1日付け12構改B第166号農林水産事務次官依命通知）
 - (6) 生産振興総合対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知。以下「旧生産要綱」という。）
 - (7) 輸入急増農産物対応特別対策事業実施要綱（平成14年4月1日付け13生産第10126号農林水産事務次官依命通知。以下「旧輸入急増対策要綱」という。）
 - (8) アグリ・チャレンジャー支援事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6896号農林水産事務次官依命通知）
 - (9) 販路開拓緊急対策事業実施要領（平成14年3月29日付け13経営第6899号農林水産事務次官依命通知）
- 3 2に掲げる通知によって平成16年度までに事業を実施した地区については、なお従前の例により取り扱うものとし、平成17年度以降も事業実施を予定している地区にあっては、原則としてこの要綱に基づいて事業を実施しているものとみなす。

ただし、次に掲げる事業を実施している地区については、この限りではない。

- (1) 旧生産要綱別表第2の対策事業名の欄の3の事業内容の欄の1の(2)の家畜導入を行う事業（以下「旧家畜導入事業」という。）により造成された基金に残余がある事業実施主体にあつては、平成17年9月30日までは旧生産要綱に基づき当該事業を実施できるものとする。
 - (2) 旧生産要綱に基づき旧家畜導入事業を実施していた事業実施主体が、この要綱別表第1のタイプ名の欄の1の事業内容の欄の1の(4)の実証、試験等の実施のうち家畜導入を行う事業（以下「新家畜導入事業」という。）を実施する場合にあつては、この要綱の施行の際、旧家畜導入事業に基づいて造成された基金に残余があるときは、当該部分を新家畜導入事業により造成する資金に充てることができるものとする。
 - (3) 旧市場要綱、旧地方市場要領、旧活性化要領、旧PFI要領、旧生産要綱、旧輸入急増対策要綱に基づく事業であつて、その実施が平成17年度以降に繰り越されたものについては、廃止前の規定は、なおその効力を有する。
 - (4) 旧生産要綱に基づき、平成16年度までに事業計画の承認を受け、かつ、当該事業計画に基づき、平成17年度以降においても事業を実施することを予定している畜産経営活性化事業及び家畜改良増殖対策事業については、この要綱に基づき事業を実施できるものとする。ただし、事業実施状況の報告等については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 4 「農業経営総合対策実施要領」（平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官依命通知。以下「経営総合対策要領」という。）に基づき、平成16年度までに実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 5 経営総合対策要領に基づき、平成16年度までに事業計画の認定を受け、かつ、当該事業計画に定めるところにより平成17年度以降も事業実施を予定している経営構造対策事業については、この要綱別表のメニュー欄の経営構造対策として事業を実施できるものとする。ただし、事業完了の報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。
- 6 「飼料基盤活用促進事業実施要綱」（平成16年3月30日付け15生畜第5014号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成16年度までに採択され、平成17年度以降においても事業を実施することを予定しているものについては、この要綱に基づき事業を実施できるものとする。ただし、事業完了報告及び事業の評価に係る手続については、なお従前の例により取り扱うものとする。

別表（第3関係）

政策目的	政策目標	メニュー	事業実施主体	採択要件	交付率
I 産地競争力の強化	1 需要に応じた生産量の確保 2 生産性の向上 3 品質向上 4 農畜産業の環境保全 5 農作業の機械化・安全の確立 6 優良種苗の確保 7 輸入急増農産物における国産シェアの奪回	1 産地競争力の強化に向けた総合的推進 { 土地利型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜、花き、鳥獣害防止、地産地消、農業生産資材費低減、生産体制保安、育成者権保護・活用、農産物販路拡大、環境保全、畜産生産基盤育成強化、飼料増産、家畜改良増殖、畜産新技術、食肉等流通体制整備、生乳乳製品流通、草地流動化促進、耕種作物活用型飼料増産、多角的農作業コントラクター育成 } 2 輸入急増農産物における産地構造改革の推進 輸入急増野菜（生産局長等が別に定めるものとする。）並びにいぐさ・畳表 3 飼料基盤活用の促進 上記1及び2の取組については以下の(1)及び(2)、3の取組については以下の(2)の事業が実施できるものとする。 (1) 推進事業 ア 協議会の開催 イ 行動計画の作成 ウ 調査の実施 エ 実証、試験の実施 オ 技術の普及 カ 啓発活動 キ その他（生産局長等が別に定める取組に限る。）	1 メニューの欄の(1)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） (4) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化促進法」という。）第23条第4項に規定する団体をいう。以下同じ。） (5) 農業協同組合連合会 (6) 農業協同組合 (7) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう。以下同じ。） (8) 農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。以下同じ。） (9) その他農業者の組織する団体（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） (10) 市場関係者（生産局長等が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜（輸入急増野菜を含む。以下同じ。）の取組を対象として事業を実施する場合に限る。	1 メニューの欄の(1)の採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家が3戸以上であること。 (2) 事業実施による成果目標を定めていること。 (3) 生産局長等が別に定める要件及び基準等を満たしていること。	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内（ただし、生産局長等が別に定める場合にあつては、生産局長等が別に定める率又は額以内））とする。

				(11)消費者団体（生産局長が別に定めるものをいう。以下同じ。） ただし、野菜及び地産地消の取組を対象として事業を実施する場合に限る。 (12)特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条の規定に基づき設立された法人をいう。以下同じ。） ただし、野菜、地産地消及び飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合に限る。 (13)地方公共団体所属団体（消費者団体又は特定非営利法活動法人及び地方公共団体が所属している団体をいう。） ただし、地産地消の取組を対象として事業を実施する場合に限る。 (14)都道府県野菜価格安定法人 ただし、輸入急増野菜の取組を対象として事業を実施する場合に限る。 (15)事業協同組合連合会 ただし、畜産新技術の取組を対象として事業を実施する場合に限る。 (16)事業協同組合 ただし、野菜、農業生産資材費低減及び畜産新技術の取組を対象として事業を実施する場合に限る。 (17)広域指定生乳生産者団体（北海道にあっては北海道指定生乳生産者団体、沖縄県にあっては沖縄県指定生乳生産者団体を含む。） ただし、生乳乳製品流通の取組を対象として実施する場合に限る。 (18)民法第34条法人（民法（明治29年法律第89号）第34条の規定に基づき設立された法人） ただし、畜産生産基盤育成強化及び生乳乳製品流通の取組を対象として実施する場合に限る。 (19)共同乳業者（3以上の乳業者（畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第6条に規定する乳業者をいう。）が構成するものであって、組織及び運営についての規約の定めのあるものに限る。） ただし、生乳乳製品流通の取組を対象として実施する場合に限る。 (20)商工組合 ただし、農業生産資材費低減の取組を対象として実施する場合に限る。 (21)農業協同組合中央会		
--	--	--	--	---	--	--

			(22)都道府県知事が地方農政局長等と協議して認める団体（以下「特認団体」という。）		
		(2) 整備事業 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 農道整備 (エ) 優良品種系統等への改植・高接 (オ) 暗きょ施工 (カ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 飼料基盤条件整備 (ア) 草地造成改良 (イ) 草地整備改良 (ウ) 野草地整備改良 (エ) 放牧用林地整備 (オ) (ア)から(エ)と一体的に行う施設の整備 (カ) 土地利用円滑化 エ 耕種作物共同利用施設整備 (ア) 共同育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 農業廃棄物処理施設 (コ) 生産技術高度化施設 (サ) 種子種苗生産関連施設 (シ) 有機物処理・利用施設 オ 畜産物共同利用施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 畜産新規就農者研修施設 (オ) 飼料作物関連施設 (カ) 家畜改良増殖関連施設 (キ) 離農跡地・後継者不在経営施設 カ 共同利用機械整備	2) メニューの欄の(2)の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 ただし、飼料基盤条件整備を除くものとし、飼料増産の取組を対象として事業を実施する場合にあっては、生産局長等が別に定める飼料作物作付及び家畜放牧等条件備、飼料作物関連施設、共同利用機械に限るものとする。 (2) 市町村 (3) 農業協同組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 公社 (6) 土地改良区 (7) 農事組合法人 (8) 農事組合法人以外の農業生産法人 (9) 特定農業団体 (10) その他農業者の組織する団体 (11) 消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (12) 事業協同組合連合会及び事業協同組合 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター及び食鳥処理施設の整備に限るものとする。 (13) 森林組合及び生産森林組合 ただし、飼料基盤活用の促進の取組を対象に事業を実施する場合に限るものとする。 (14) 食品事業者 ただし、大豆製品の製造又は製造小売を行う事業者であり、製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合に限る。 (15) 特認団体	2) メニューの欄の(2)の採択要件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 受益農家及び事業参加者が3戸以上であること。 (2) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (3) 生産局長等が別に定める面積要件等を満たしていること。 (4) 整備事業を実施する場合にあっては、当該施設等の整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	

Ⅱ 経営力の強化	1 担い手の育成・確保	認定農業者等担い手育成の推進 1 推進事業 (1) 担い手総合支援 ア 担い手育成支援 (ア) 担い手育成総合支援協議会活動 a アクションプログラムの作成 b アクションプログラムの推進 c 専任マネージャーの設置 (イ) 経営改善・能力向上支援活動 (ウ) 経営の法人化のための推進の活動 (エ) 集落営農の組織化・法人化のための活動 (オ) 経営の多角化・高度化のための活動 (カ) 担い手交流のための活動 (キ) 担い手情報発信のための活動 (ク) ヘルパー組織の支援のための活動 (ケ) 担い手経営展開支援リース事業の審査会の開催 イ 地域貢献担い手確保・育成支援 基盤強化法第23条第1項に基づき市町村の認定を受けた農用地利用規定の内容を踏まえ、地域農業の実態（農業経営の現状、農地の賦存・利用状況等）及び流通・販売の実態（地域農産物の販売ルート等）を把握した上で、地域の実態に即した「個別経営集約タイプ」又は「集落農場タイプ」を選択し、次に掲げる手順により地域農業経営改革計画の策定を行うものとする。 なお、当該計画の策定に当たっては、アの担い手育成支援により地域段階に設置されるコーディネーターの活用を図るものとする。 (ア) 地域貢献担い手確保育成対策会議の開催、事業実施地区の選定、事業実施方針等の検討 (イ) 地域の計画策定のための資料作成 (ウ) 地区説明会の開催 (エ) アンケート調査の実施 (オ) 座談会の開催 (カ) 地域農業経営改革計画（案）説明会の開催 (キ) 地域農業経営改革計画の策定 (ク) 関係行政機関等との連絡調整 ウ 農業サービス事業体支援 (ア) 支援対象となるサービス事業体への事業説明会の開催 (イ) 事業実施計画の策定 (ウ) 地域の担い手を目指し、農業生産法人となることが	担い手育成総合支援協議会設置要領（平成17年4月1日付け16経営第8837号農林水産省経営局長通知。）に基づき都道府県知事の承認があった都道府県担い手育成総合支援協議会又は地域担い手育成総合支援協議会	計画作成地区に農用地利用改善団体（基盤強化法第23条第1項に基づき市町村の認定を受けた団体をいう。）があること。 助成対象者は、農用地につき耕作の権原を有する者及び市町村長との間において農作業受託契約を	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。
-----------------	--------------------	--	---	---	----------------------------------

	確実と見込まれる農業サービス事業体（農業者が組織するものを除く。）に対し、受託料金の５カ年分以内に相当する額を金融機関から借入れた際の利子について、一定割合を助成（ただし、５カ年分以内の受託料に相当する額と農業機械・施設の購入、初度的経費（資材費、燃料費、賃金等）、技術習得のための研修等に必要な資金とのいずれか低い額を上限とする。） (エ) 経営局長が別に定める基準金利に補助率を乗じた助成金交付等事務 (オ) 事業実施地区の現地確認 (カ) 事業実績報告書作成			締結した農業サービス事業体であって、次の要件をすべて満たしていること。 （１）同一生産行程における基幹的農作業のうち３種類以上を５年以上受託すること。 （２）１年間に８ha以上（基幹的農作業の延べ面積を基幹的農作業の総数で除した面積）を受託すること。 （３）農業生産法人となることに関する計画を有していること。	
	エ 担い手への経営資源の円滑な承継に対する支援 都道府県担い手育成総合支援協議会の下に、農業再生委員会を設置し、経営が困難となった農業者の有する農地や施設等の優良な経営資源を有効に活用するための、当該農業者の再生又は整理承継に向けた取組に対する支援を行う。			都道府県担い手育成総合支援協議会の下に、「農業再生委員会」を設置すること。	
	アからエまでに掲げるもののほか、都道府県及び市町村は、担い手育成総合支援協議会の指導及び監督並びに当該協議会が行う各種支援の円滑な遂行のための連絡調整を実施する。	都道府県 市町村			
	(2) 経営構造対策推進 ２の(1)の経営構造対策及び２の(2)のアグリチャレンジャー支援等の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を図るための諸活動 ア 都道府県段階 指導助言体制の整備、指導推進会議の開催、評価活動等の支援、情報の収集及び提供、経営確立指導調査、経営構造対策等の点検評価、評価手法研修会の開催、調査及び研究等の実施 イ 地域段階 事前評価活動及び成果目標の達成阻害要因の分析活動等の実施	アの都道府県段階の活動の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 都道府県、都道府県農業会議、農業公社、その他経営構造対策等の推進を目的とする団体等 イの地域段階の活動の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、農業者等の組織する団体等	イの地域段階の活動については、経営構造対策等の実施に向けて当該活動を実施することが必要であると都道府県知事が認める地区又は経営構造対策等の実施地区であること。	交付金の交付率は定額（事業費の１／２以内）とする。	

	(3) 新技術普及促進支援 ア 革新的技術の導入等に対する総合支援 （ア）普及指導活動の実施 （イ）現地実証活動の実施 （ウ）調査研究活動の実施 イ 普及指導員等の資質向上のための取組 研修の実施、受講、派遣等 ウ 民間能力活用促進のための支援 （ア）研修計画の作成等支援 （イ）資質向上研修会の開催 （ウ）分析機器等の整備 エ 普及指導センターにおける情報受発信機能の強化 （ア）普及指導センターの電子化推進 （イ）バーチャル普及指導センターの構築 （ウ）普及指導用機材の整備 2 整備事業 (1) 経営構造対策 ア 経営構造施設等整備 効率的かつ安定的な農業経営が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立を図ることを目的として実施する、認定農業者等の担い手の育成・確保及び担い手への農地の利用集積等の地域農業の構造改革の加速化に資する生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備 イ 経営構造施設等整備附帯事業 アの経営構造施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等 (2) アグリチャレンジャー支援	都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 特認団体 ただし、都道府県以外が実施主体となる場合にあっては、生産局長等が別に定める取組内容とする。 都道府県 都道府県 市町村 農業協同組合連合会 農業協同組合 特認団体 ただし、メニューの欄の（ア）については都道府県、（ウ）については市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、特認団体とする。 都道府県 市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、農業者等の組織する団体、第3セクター等、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第2条第5項の選定事業者、その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人 認定農業者等の組織する団体、市町村、農業協同	要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 その他生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。 交付金の交付率は定額（個々の施設等の整備等に要する経費の1／2以内（沖縄県にあっては2／3以内）（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内））と
--	--	--	---	---

	ア アグリビジネス支援施設等整備 認定農業者等の経営体の経営の多角化及び農畜産物等の高付加価値化等による経営発展を図ることを目的として実施する、農業生産を核に加工・流通・販売・交流等のアグリビジネスに挑戦する上で必要となる生産施設、加工施設、流通販売施設及び土地基盤等の整備 イ アグリビジネス支援施設等整備附帯事業 アの整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる新たなマーケットの開拓及び実践的な知識・技術の習得活動等	組合、第3セクター等、その他生産局長等が別に定める要件を満たす法人		する。
2 担い手への農地利用集積の促進	農地利用集積の推進 1 推進事業 (1) 優良農地確保支援対策等 ア 農地情報利用効率化に係る取組 (ア) 企画検討会の開催 (イ) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催 (ウ) 農地地図情報システム活用状況の調査・分析 (エ) 農地地図情報システムの濃密指導の実施 (オ) 農地等情報利活用検討会の開催 (カ) 共有ネットワークシステム利活用検討会の開催 (キ) 共有ネットワークシステムの濃密指導の実施 (ク) 共有ネットワークシステム・マニュアルの作成 (ケ) 農地等情報活用促進システムの導入等 (コ) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催 (サ) 農地地図情報システムの導入 (シ) 台帳照合出力システムの導入 (ス) 共有ネットワークシステムの導入 イ 農業委員会等活動強化に係る取組 (ア) 農業委員・職員等研修会の開催 (イ) 巡回指導の実施 (ウ) 情報収集・提供活動 (エ) 広域連携活動指導 (オ) 活動評価検討会の開催 (カ) 不在村地主対策等検討会の開催 (キ) 不在村地主対策等取組事例研さん会の開催 (ク) 不在村地主対策等現地指導 (ケ) 不在村地主対策等情報収集・提供 (コ) 農業委員会組織業務効率化検討会の開催 (サ) 農業委員会組織業務効率化実態調査 (シ) 広域連携活動の実施 (ス) 農地等情報収集体制への支援	都道府県農業会議 農業委員会 都道府県農業会議 農業委員会		交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。（ただし、(サ)から(ス)までについては定額とする。） 交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。（ただし、(コ)及び(サ)については定額とする。）

		(セ) 活動評価検討会への出席 (ソ) 活動評価モニター意見交換会の開催 (タ) 不在村地主の所有する農地の効率的利用対策 (チ) 重点地区における遊休農地解消対策			
		ウ 遊休農地解消普及活動 (ア) 農地の効率的利用推進 (イ) 農地の効率的利用活動 (ウ) 普及組織による技術・経営面からの支援活動	農業委員会 都道府県		交付金の交付率は定額とする。
		(2) 連携強化推進体制整備 ア 連携強化推進協議会の開催 イ 情報共有化検討会の開催 ウ 相互研さん会の開催 エ 農地等情報の変換	都道府県農業会議 農業委員会		交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。
		(3) 認定農業者利用調整推進 ア 農地集積調整地域内農地等現況調査 イ 利用調整活動	農業委員会		交付金の交付率は定額とする。
		(4) 都道府県農業改善推進支援 都道府県農業会議が農地法等によりその所掌に属せられた事項を処理するために必要な会議員の会議出席旅費等を支援し業務の円滑な遂行を支援。	都道府県農業会議		交付金の交付率は定額（事業費の10／10以内）とする。
		2 整備事業 (1) 水田農業経営構造確立緊急対策 ア 水田農業構造改革施設等整備 米政策改革を促進し、望ましい生産構造を実現するため、担い手への農地の利用集積に関するより高い目標を立てた地域が目標を実現するために必要とする機械及び施設等の整備 イ 水田農業構造改革施設等整備附帯事業 アの水田農業構造改革施設等整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得活動等	市町村、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、農業委員会、認定農業者等の組織する団体、特定農業団体、第3セクター等、P F I 法第2条第5項の選定事業者	要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 その他生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（個々の施設等の整備等に要する経費の1／2以内（沖縄県にあっては2／3以内）（ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率又は額以内））と

				する。
3 新規就農者の育成・確保	新規就農の促進 1 推進事業 (1) 新規就農等促進総合支援 ア 体験活動の推進 (ア) 農業体験活動の推進 (イ) 修学旅行等受け入れ条件整備の推進 (ウ) 水辺環境体験学習の推進 イ 新規就農の促進 (ア) 就農・就業相談窓口整備 (イ) アグリカレッジ・Uターン者等研修コース設置運営 (ウ) 農業大学校指導職員研究活動促進 (エ) 援農支援体制整備 (オ) 青年農業者組織育成推進 (カ) 就農定着サポート (キ) 現地実践研修農場設置運営 2 整備事業 (1) 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備 ア 研修教育基幹施設 (ア) 研修教育棟、宿泊棟等施設 (イ) 農業生産実習、食品加工実習等施設 (ウ) 新技術・環境保全型農業研修施設 (エ) 公開講座、体験交流等施設 (オ) 離職者等職業訓練用研修施設・機械 (カ) 調査研究・実験用施設・機材 イ 現地濃密指導施設 (ア) 農業者を対象とした研修教育施設 (イ) 新たに就農しようとする者が確実に見込まれる者を対象とした研修教育施設	(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) その他都道府県知事が適当と認める団体 メニュー欄の個々の施設等の整備を実施することができる事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 青年農業者等育成センター (3) 一部事務組合	生産局長等が別に定める要件を満たしていること。	交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。 交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。
4 農山漁村における男女共同参画社会の確立	農業・農村男女共同参画の推進 1 推進事業 (1) 農業・農村男女共同参画チャレンジ総合推進 ア 女性の社会参画の促進 イ 女性の経営参画の促進 ウ 女性が活動しやすい環境づくりの推進	(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) その他都道府県知事が適当と認める団体		交付金の交付率は定額（事業費の1／2以内）とする。
5 高齢農業者の能力の活用の推進	高齢農業者能力活用の推進 1 推進事業 (1) シニア能力活用促進 ア 高齢者対策のための検討会議、普及啓発、研修	(1) 都道府県 (2) 市町村 (3) その他都道府県知事が適当と認める団体		交付金の交付率は定額（事業費の1

		イ 高齢者能力活用のための調査、交流会等 ウ 高齢者が自ら行う活動に対する支援			／2以内)とする。
Ⅲ 食品流通の合理化及び輸出の促進	1 安全・安心で効率的な市場流通システムの確立、卸売市場の再編の促進 2 輸出促進のための環境整備	卸売市場施設整備等の推進 （地域産品輸出促進、中央卸売市場施設整備、卸売市場再編促進施設整備、卸売市場活性化等事業、地方市場施設整備） 1 推進事業 (1) 展示・商談会 (2) テスト輸出 (3) 販売促進イベント (4) バイヤーの日本招へい (5) 商品開発・パッケージの工夫 2 整備事業 次に掲げる施設の改良、造成又は取得を実施できるものとする。 (1) 売場施設 ア 大規模に温度管理機能を付与する改良、造成若しくは取得又は整備 イ 上記以外の改良、造成若しくは取得又は整備 (2) 貯蔵・保管施設(高度化・強化を図るもの) (3) 駐車施設 (4) 構内舗装 (5) 搬送施設(高度化・強化を図るもの) (6) 衛生施設(高度化・強化を図るもの) (7) 食肉関連施設 ア 高度化を図るもの イ ア以外のもの (8) 情報処理施設 (9) 市場管理センター (10) 防災施設 (11) 加工処理高度化施設 (12) 総合食品センター機能付加施設	1 メニューの欄の1の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 都道府県 (2) 市町村 (3) 事業協同組合 (4) 地方食品産業協議会(都道府県内の食品関連産業団体、食品関連業等を会員とし、相互の連絡、協調、経営・技術の向上等を目的として設立されたものであって組織の運営についての規定があり、かつ代表者の定めがあるものをいう。) (5) 特認団体 2 メニューの欄の2の事業実施主体は、次に掲げる者とする。 (1) 卸売市場法(昭和46年法律35号。以下「市場法」という。)第8条第1号若しくは第2号に該当する地方公共団体又は中央卸売市場を開設している地方公共団体 (2) 中央卸売市場整備計画に基づき中央卸売市場から転換した地方卸売市場の開設者 (3) 中央卸売市場整備計画に基づき他の中央卸売市場との統合により廃止する中央卸売市場の開設者 (4) PFI法第6条に基づき選定された特定事業を実施する選定事業者 (5) 事業協同組合又は協同組合連合会 (6) (5)に掲げる者が主たる出資者又は出えん者となっている法人 (7) 地方公共団体又は地方公共団体が主たる出資者となっている法人であって、市場法第55条の開設許可を受け、又は受けることが確実と認められる者	メニューの欄の2の採択条件は、次に掲げるすべての要件を満たすこと。 (1) 要綱第3の2の成果目標の基準を満たしていること。 (2) 生産局長等が別に定める要件を満たしていること。 (3) 整備事業を実施する場合にあっては、事業実施主体が事業実施主体の欄の2の(3)の場合を除き、当該施設の	1 交付金の交付率は定額(事業費の1／2以内)とする。 2 交付金の交付率は定額(事業費の4／10以内(ただし、生産局長等が別に定める場合にあっては、生産局長等が別に定める率以内))とする。

		(13)附帯施設 (14) (1)から(13)までの施設内容に準ずる施設 (15)共同集出荷施設	(8) 特認団体	整備によるすべての効用によってすべての費用を償うことが見込まれること。 ただし、総事業費が5千万円以上のものに限る。	
--	--	--	----------	---	--